失効した知事指定薬物(令和2年9月11日石川県告示第317号)

1 失効した知事指定薬物の名称等

No.	失効した知事指定 通 称 名	一般名(告示名)	構造式
1	α—PiHP、α —PHiP	4—メチル—1—フェニル—2—(ピロリジン—1—イ ル)ペンタン—1—オン及びその塩類	O Z
2	Furanyl ethylf entanyl、FUE F	N—{1—[2—(フラン—2—イル)エチル]ピペリジン —4—イル}—N—フェニルプロパンアミド及びその塩 類	
3	BOD、β—M ETHOXY—2 C—D	2—(2, 5—ジメトキシ—4—メチルフェニル)—2—メ トキシエタンアミン及びその塩類	O NH ₂
4	Isobutyrylfent anyl	N—フェニル—N—[1—(2—フェニルエチル)ピペリ ジン—4—イル]—2—メチルプロパンアミド及びその 塩類	
5	CHM—081	[1—(シクロヘキシルメチル)—1H—インドール—3 —イル](4—メトキシナフタレン—1—イル)メタノン及 びその塩類	

- 2 失効の理由 当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため
- 3 失効の日 令和2年9月5日
- 4 罰則の適用 条例第27条から第30条までの規定は、上記の知事監視製品の指定がその効力を失う前にした当該 知事監視製品に係る行為についても、適用する。